

当社グループ製免震ゴムにおける 新たに判明した建築物に関する大臣認定不適合等の調査結果について

東洋ゴム工業株式会社

東洋ゴム工業株式会社（本社：大阪市、社長：山本卓司）は、3月25日付で公表しましたとおり、3月13日付で公表した製品以外にも、建築基準法で定めた国土交通大臣認定の性能評価基準に適合しない免震ゴム製品を販売していた疑いが発覚し、事実関係の調査^{*1}を行なってまいりました。

本調査の結果、以下2点の事実が新たに判明し、4月21日付で国土交通省に報告を行ないましたのでこれを速やかにお知らせいたします。

*1：今回の調査は、「3月13日公表済み55棟」以外の残りの物件「154棟（全3,673基）」を対象にしています。3月25日に当社から公表した残りの全物件数（195棟）には、異なる製品を併用する重複等があったため、これを修正いたします。

1.判明事実

① 大臣認定の性能評価基準に適合しない製品を販売していた事実

- (1) 今回調査対象とした免震ゴム製品全3,673基のうち、大臣認定の性能評価基準に適合しないにもかかわらず販売していた製品が678基あることが新たに判明しました。
- (2) また、製造時の検査データが欠損していたため性能評価基準の適合可否判断ができない製品が177基となることが判明しました。
- (3) 今回調査対象とした全3,673基のうち、上記(1)(2)以外の残り2,818基については、免震ゴム装置としての性能評価基準を満たしていることを確認しました。

※これらの製品タイプ別基数については、一覧を下段「4.調査の結果」に参考記載しています。

② 大臣認定取得の際に一部瑕疵のある申請があった疑い

今回調査対象とした免震ゴムにおける取得済み大臣認定全17件のうち、一部に、瑕疵のある申請があった疑いが判明しましたので、これを国土交通省に報告しました。今後、国土交通省の指導を仰ぐとともに引き続き調査を行ない、必要かつ適切な対応を進めていく所存です。

2.対応が必要となる建築物

当社は、上記1.-①-(1)の製品を使用する建築物は、建築基準法において違反することとなります（下記①）。このほか、製品データの欠損により、適合性が判断できない物件と併せ、新たに対応が必要となる当該建築物は全99棟となります。

- ① 大臣認定不適合が判明した建築物^{*2} : 90棟
- ② 大臣認定への適合性が判断できない建築物 : 9棟

*2：建築基準法適用除外の建築物が1件含まれます。
※これらの建築物の用途内訳については、一覧を下段「4.調査の結果」に参考記載しています。

3.判明事実に対する対処

当社は、上記 2.-①②の建築物の所有者様に、これを早急に説明するとともに、当該建築物の設計者様等、関係者様にご理解とご協力を仰ぎ、速やかに構造安全性の検証を実施してまいります。また、構造安全性の検証を踏まえたうえで、必要なものについては対象建築物の所有者様、居住者様等に速やかに連絡を取り、本来求められていた性能評価基準を満たした製品への交換・改修を進めるなど、誠意をもって今後の対処についてご相談を進めてまいります。

① 当該建築物の「満たすべき安全性」の確認

当該建築物の建設会社様、設計事務所様に対し、建築物として「満たすべき安全性^{*3}」の検証を行うべく、免震建屋構造計算条件の確認を依頼します。

*3：満たすべき安全性：レベル2（震度6強から震度7程度）の地震に対して倒壊しない構造であること

なお、データ欠損については、同製品タイプ同サイズの製品検査履歴におけるワースト値に置き換え、これをベースに同様の確認依頼を行ないます。

② 製品の交換について

今回、大臣認定の性能評価基準に不適合であることが新たに判明した製品については、所有者様、使用者様、施主様、建築会社様等の関係者様のご意向に反しない限り、以下の方法にて、当初の設計段階において求められていた免震性能を満たす製品へと取り換える方針でございます。

【交換の方法】

(1) 高減衰ゴム系（HRB-G35、SHRB-E6）、天然ゴム系、戸建住宅用高減衰の製品

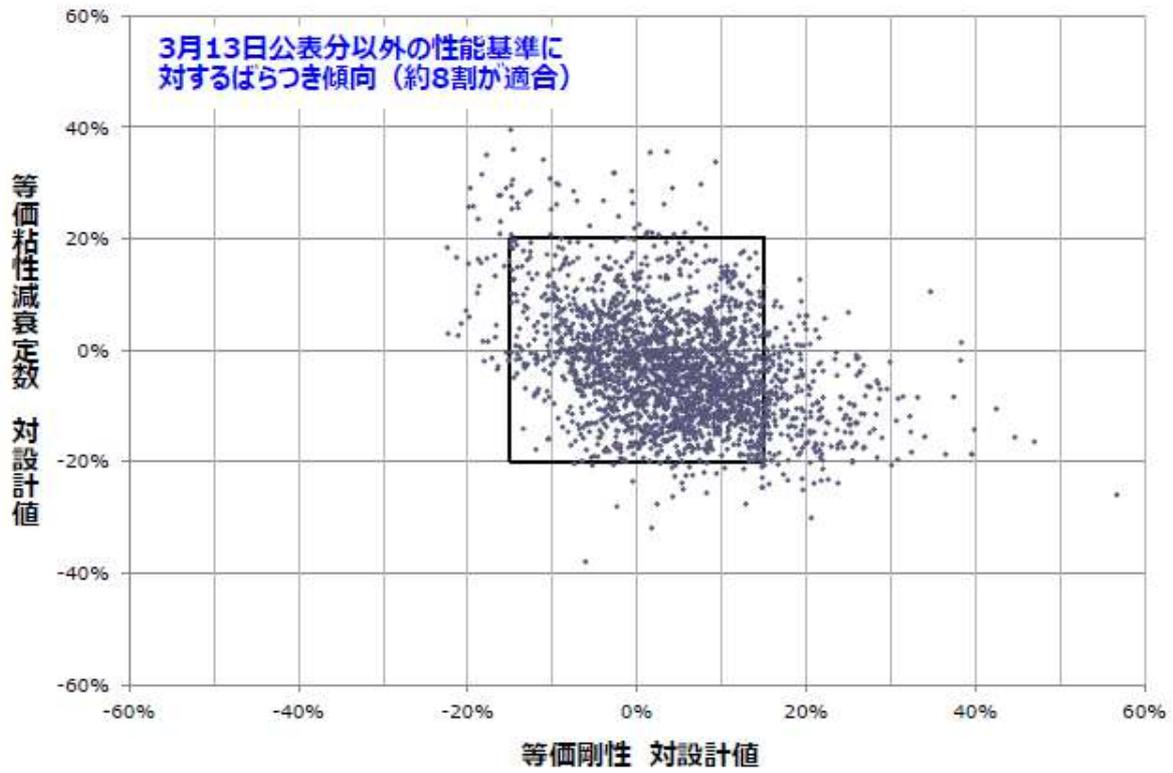
物件平均値	製品個々値	交換方法	取替え時の必要条件
適合	一部が不適合	不適合製品を、求められる性能を満たす正規品に交換する	物件平均値が基準を満たすこと
不適合	全数が適合	物件平均値が適合するよう、納入済みの製品の何割かを交換する	製品個々の性能値が適合していること
不適合	一部もしくは全数が不適合	不適合製品をすべて、求められる性能を満たす正規品に交換する	物件平均値が基準を満たすこと
適合性が判断できない物件		判定不可製品をすべて、求められる性能を満たす正規品に交換する	物件平均値が基準を満たすこと

(2) すべり支承の製品

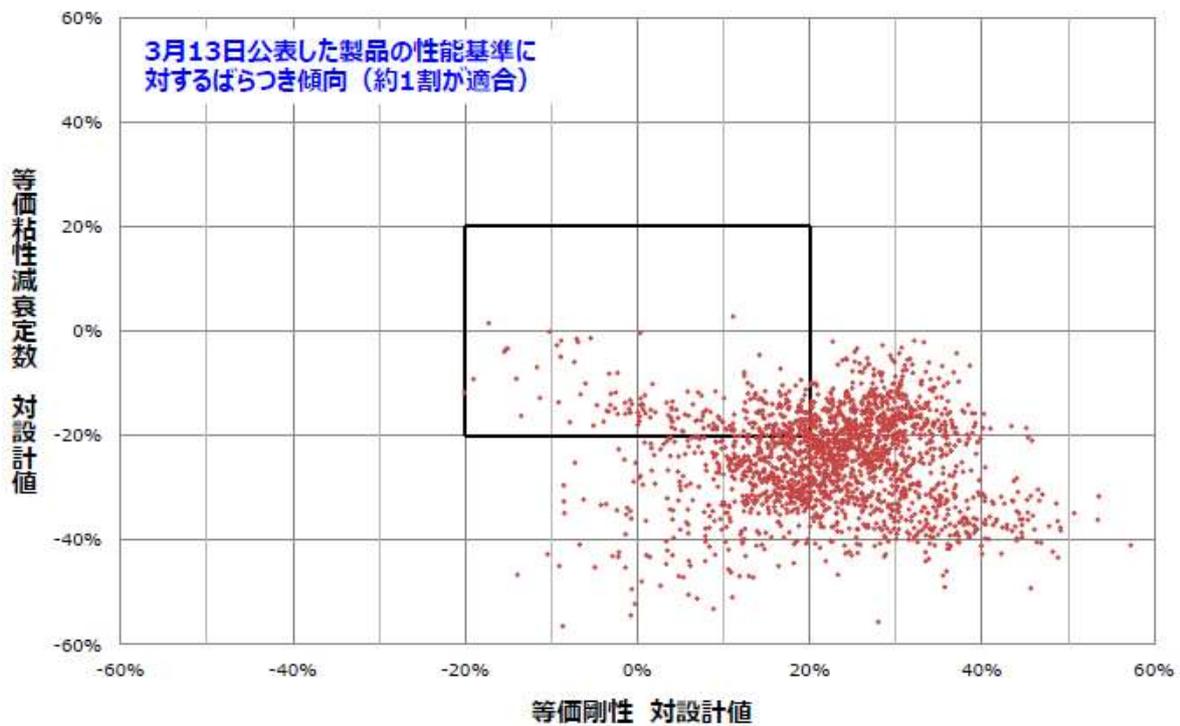
大臣認定不適合の製品全数について、求められる性能を満たす製品に交換

【ご参考：製品ばらつき傾向】

HRB-G35 免震積層ゴムの性能散布図



SHRB-E4 免震積層ゴムの性能散布図



4.調査の結果

① 調査対象建築物に納入した当社製免震ゴムの大臣認定性能評価基準への適合判定

製品名	製品タイプ	製品納入期間	全販売 製品基数	適合 製品基数	不適合 製品基数	判定不可 製品基数
高減衰ゴム系 積層ゴム支承	HRB-G35(G0.35)	1996年4月～2015年1月	2,571	1,873	562	136
	SHRB-E6(G0.62)	2012年1月～2014年6月	28	27	1	0
天然ゴム系 積層ゴム支承	G0.29/G0.34/ G0.39/G0.44	1998年11月～2014年2月	854	811	43	0
弾性 すべり支承	—	2001年1月～2015年1月	154	45	72	37
戸建住宅用 高減衰ゴム系 積層ゴム支承	—	2006年10月～2008年2月	66	62	0	4
(合計)			3,673	2,818	678	177

※「製品タイプ」欄に記載のGはせん断弾性係数を示し、単位はN/mm²
 ※せん断弾性係数とは、水平方向への変形のしやすさを表す指標

② 大臣認定不適合が判明した建築物（用途と物件数）

用途	3月13日公表分	4月21日公表分	合計
共同住宅	25	49	74
病院	6	9	15
ホテル		5	5
事務所	1	5	6
私立学校		4	4
データセンター	2	3	5
個人住宅	1	3	4
工場	2	2	4
研究施設	1	2	3
庁舎	12	2	14
公会堂		1	1
公立学校		1	1
福祉センター		1	1
放送局		1	1
倉庫	4	1	5
有料老人ホーム		1	1
複合施設	1		1
合計	55	90	145

③ 大臣認定への適合性が判断できない建築物（用途と物件数）

用途	3月13日公表分	4月21日公表分	合計
共同住宅		3	3
事務所		1	1
データセンター		1	1
個人住宅		2	2
庁舎		2	2
合計		9	9

5.問題の背景、および今後の対処について

- 今回の調査の結果、3月13日に公表した以外の製品においても、大臣認定の性能評価基準に適合していなかった製品の存在が判明しました。
- 免震ゴム製品の性能検査時に、測定した実測データに対し、技術的根拠のない補正や恣意的なデータ操作を行ない、所要の性能を有する製品として販売していた事実が認められました。
- 不正にデータ操作を行った担当者がどのような背景からこれらを行なったのか、会社として業務プロセスをどのように管理していたのか等、外部の法律事務所による追加調査を現在継続しており、この報告書を確認したうえで究明できた経緯・原因、再発防止策等をまとめ、本年5月上旬を目途に公表する予定です。

対象建築物の所有者様、居住者様、施主様、建設会社様をはじめ、関係者の皆様にたび重なるご心配とご迷惑をおかけすること、また同様の製品をお取扱いの業界各社様にも大変なご迷惑をおかけすることを心から深くお詫び申し上げます。

以 上

本件に関するお問合せ先

- 1) 建物所有者様・居住者様、ならびに建設会社様・設計事務所様・施主様など関係者様からのお問合せ

東洋ゴム工業株式会社 「免震ゴムお客様ご説明窓口」
フリーダイヤル TEL.0120-880-328
※24時間受付対応、土・日・祝日含む
特設ページ http://www.toyo-rubber.co.jp/news/info_menshin/

- 2) 報道機関、アナリスト・機関投資家様からのお問合せ

東洋ゴム工業株式会社 広報企画部
大阪 TEL.06-6441-8803／東京 TEL.03-5822-6621

当社グループ製免震ゴムにおける 新たに判明した建築物に関する大臣認定不適合等の調査結果について

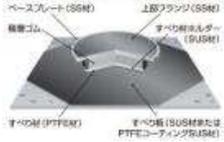
- 1.調査対象建築物における納入製品について
- 2.調査対象建築物における不適合製品の判明について
- 3.大臣認定不適合または適合性不明の建築物について
- 4.新たに対処が必要となる建築物の安全性確認について
- 5.新たに対処が必要となる建築物の製品交換方針・方法について
- 6.経緯・原因究明の進捗、今後の説明方針について

※今回の調査は、
3月13日公表済みの55棟以外の残りの物件である
「154棟（全3,673基）」を対象にしています。

1.調査対象建築物における納入製品について

対象154物件に対する納入免震ゴム製品

全3,673基

製品名	製品タイプ	特長	製品納入期間 (1996年～2015年)	納入 基数	製品イメージ
高減衰ゴム系 積層ゴム支承	HRB-G35 (G0.35 N/mm ²)	剛性が低く(柔らかい)、減衰力は小さい 建築重量が軽く、免震機能の採用が 難しかった中低層建築に対応。	1996.4～2015.1 ←————→	2,571	
	SHRB-E6 (G0.62 N/mm ²)	剛性が高く(硬い)、減衰力は大きい 減衰力の小さい他の商品のダンパー 的に補完(併用)など。	2012.4～2014.6 ↔	28	
天然ゴム系 積層ゴム支承	G0.29N/mm ² G0.34N/mm ² G0.39N/mm ² G0.44N/mm ²	減衰性が低い オイルダンパーなどで減衰性能を補助。	1998.11～2014.2 ←————→	854	
弾性 すべり支承	SLBシリーズ	荷重の低い箇所で使用し、フッ素樹脂 の低摩擦特性を応用することで、免震 建物の性能を効果的に向上させる。	2001.1～2015.1 ←————→	154	
戸建住宅用 高減衰ゴム系 積層ゴム支承	—	細長い形状ながら、積層ゴム構造の 工夫により、優れた水平変形性能を 有する。	2006.10～2008.2 ↔	66	

2.調査対象建築物における不適合製品の判明について

全3,673基における大臣認定の性能評価基準への適合の確認

製品名	製品タイプ	販売 製品基数	適合 製品基数	不適合 製品基数	判定不可 製品基数
高減衰ゴム系 積層ゴム支承	HRB-G35 (G0.35N/mm ²)	2,571	1,873	562	136
	SHRB-E6 (G0.62N/mm ²)	28	27	1	0
天然ゴム系 積層ゴム支承	G0.29N/mm ² , G0.34N/mm ² , G0.39N/mm ² , G0.44N/mm ²	854	811	43	0
弾性 すべり支承	SLBシリーズ	154	45	72	37
戸建住宅用高減衰ゴム系 積層ゴム支承	—	66	62	0	4
総合計		3,673	2,818	678	177

- 性能評価基準に不適合の製品基数 : **678基**
- データ欠損による判定不可製品基数 : **177基**
- 全3,673基中**2,818基**は免震ゴム装置としての性能評価基準に適合

3.大臣認定不適合または適合性不明の建築物について

対象154物件のうち、大臣認定不適合が判明した物件および適合性不明の物件

99棟

用途	3月13日公表分	4月21日公表分	
		大臣認定不適合	適合性不明
共同住宅	25	49	3
病院	6	9	
ホテル		5	
事務所	1	5	1
私立学校		4	
データセンター	2	3	1
個人住宅	1	3	2
工場	2	2	
研究施設	1	2	
庁舎	12	2	2
公会堂		1	
公立学校		1	
福祉センター		1	
放送局		1	
倉庫	4	1	
有料老人ホーム		1	
複合施設	1		
計	55	90	9

4.新たに対処が必要となる建築物の安全性確認について

対処が必要となる建築物

- 認定不適合が判明した **90棟**
- 認定適合性が判断できない **9棟**

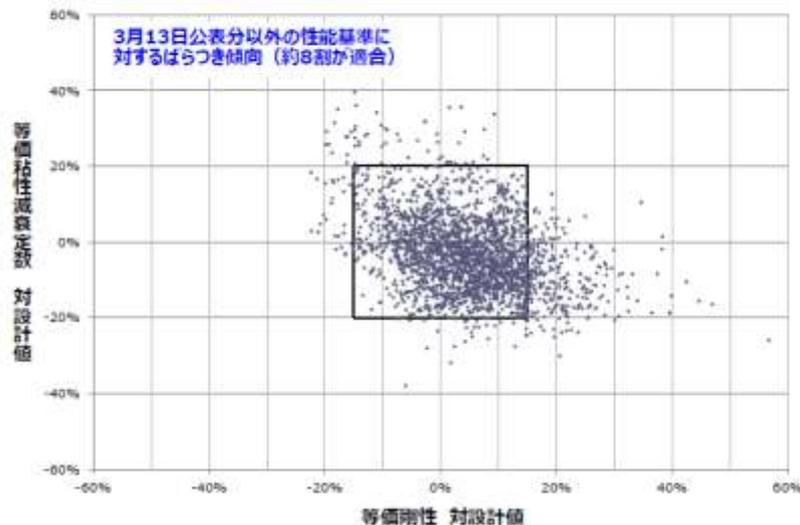
建築物の安全性確認方法

建築物の安全性を速やかに確認すべく、免震建屋構造計算条件を検証
3条件（製造ばらつき/温度依存性/経年変化） についての増減を考慮

※データ欠損がある場合
製品検査履歴におけるワースト値を適用

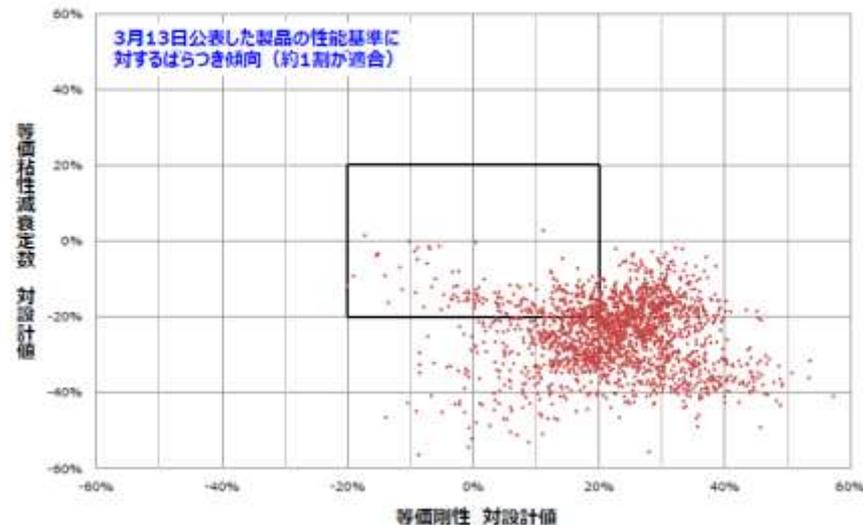
HRB-G35およびSHRB-E4における性能散布（製造ばらつき）比較

HRB-G35 免震積層ゴムの性能散布図



検査数	適合基数	適合率
2,435	1,873	76.9%

SHRB-E4 免震積層ゴムの性能散布図



検査数	適合基数	適合率
2,045	235	11.4%

交換方針、および交換方法

■ HRB-G35 、 SHRB-E6 、天然ゴム系、戸建住宅用

- 交換にあたっては、物件ごとに設計者の構造安全上の確認を行なう

物件平均値	製品個々値	交換方法	取替え時の 必要条件
適合	一部が不適合	不適合製品を、求められる性能を満たす正規品に交換する	物件平均値が基準を満たすこと
不適合	全数が適合	物件平均値が適合するよう、納入済みの製品の何割かを交換する	製品個々の性能値が適合していること
不適合	一部もしくは全数が不適合	不適合製品をすべて、求められる性能を満たす正規品に交換する	物件平均値が基準を満たすこと
適合性が判断できない物件		判定不可製品をすべて、求められる性能を満たす正規品に交換する	物件平均値が基準を満たすこと

■ すべり支承

- 不適合製品全数について、求められる性能を満たす正規品に交換する

経緯・原因の究明、再発防止策について

判明内容

大臣認定の性能評価基準に適合していなかった製品の販売
大臣認定取得の際に、一部瑕疵のある申請の疑いあり

確認事実

免震ゴム製品の「出荷前の性能検査」の際、測定した実測データに対して、
技術的根拠のない補正や恣意的な改ざん操作を行い、
所要の性能を有する製品として販売を行っていた事実が認められた。

調査報告

現在、外部の法律事務所による追加調査を継続中。

究明できた経緯や原因、再発防止策等について、本年5月上旬を目途に公表を予定。